

板倉区地域協議会運営に関する内規（案）

- 1 この内規は、上越市地域自治区の設置に関する条例（以下「条例」という。）第 8 条第 4 項の規定などにより、板倉区地域協議会の運営に関し必要な事項を定める。
- 2 条例第 7 条第 1 項の必要と認める事項については次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 自主的に協議したい事項のある委員は、別紙 1 の協議事項提出票により会議開催日までに会長に届出るものとする。
 - (2) 会長は、(1)の届出があった場合は、会議に諮り自主的に協議する事項とすることがどうかを決定する。
- 3 条例第 8 条第 1 項第 2 号の規定による会議の招集は、4 人以上の委員から請求があった場合とする。
- 4 会議の招集は、**第 4 火曜日**の午後 6 時を原則とする。ただし、協議に時間を要すると見込まれる場合並びに緊急の場合はこの限りでない。
- 5 会議は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議する事項を示して招集するものとする。
- 6 招集に応ずることのできない委員は、その事由を示して会議開催前までに会長に届出なければならない。
- 7 会議の座席は、別紙 2 の配置図のとおりとする。
- 8 上越市審議会等の会議の公開に関する条例第 9 条第 2 項に規定する傍聴人の定員は 10 人とする。
- 9 上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第 5 条第 2 項に規定する会議録の確認は、1 名とし、会議ごとに会長、副会長を除く座席順による輪番で行う。
- 10 書面による審議について、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 書面審議を実施する条件
 - ・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合。
 - ・前項の場合により、当該案件について、会議を招集し、審議するいとまがない場合。
 - ・その他、前 2 項に類するとして会長が認める場合。
 - (2) 書面審議の実施については、会長、副会長の協議のうえで判断し、会長が決定する。

(3) 書面審議の表決は、委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす。なお、可否同数のときは、会長の決するところによる。表決にあたり、附帯意見がある場合は、全委員が意見集約の結果及び答申案の確認において、要否を表明することとする。

11 板倉区地域協議会に次のとおり部会を設置する。

(1) 設置する部会

- ・地域振興部会
- ・健康福祉部会
- ・地域防災部会

(2) 全委員がいずれかの部会に所属し、各部会で座長を選出する。

~~(3) 前項の部会のほか、地域活動支援事業審査基準検討部会を設置することとし、会長、副会長のほか、各部会から1名ずつ選出するものとする。~~

12 板倉区地域協議会だよりの編集にあたり、次のとおり地域協議会だより編集会議を設置する。

(1) 編集委員は、会長、副会長を除く委員とし、編集委員長は、委員の互選により決定する。

(2) 編集委員の任期は1年とし、座席順1番から順に4名とする。

(3) 地域協議会だよりは、年3回発行するものとする。

13 その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で決定し定めるものとする。

この内規は、平成17年2月27日から施行する。

この内規は、平成17年6月28日から施行する。

この内規は、平成18年2月16日から施行する。

この内規は、平成20年5月18日から施行する。

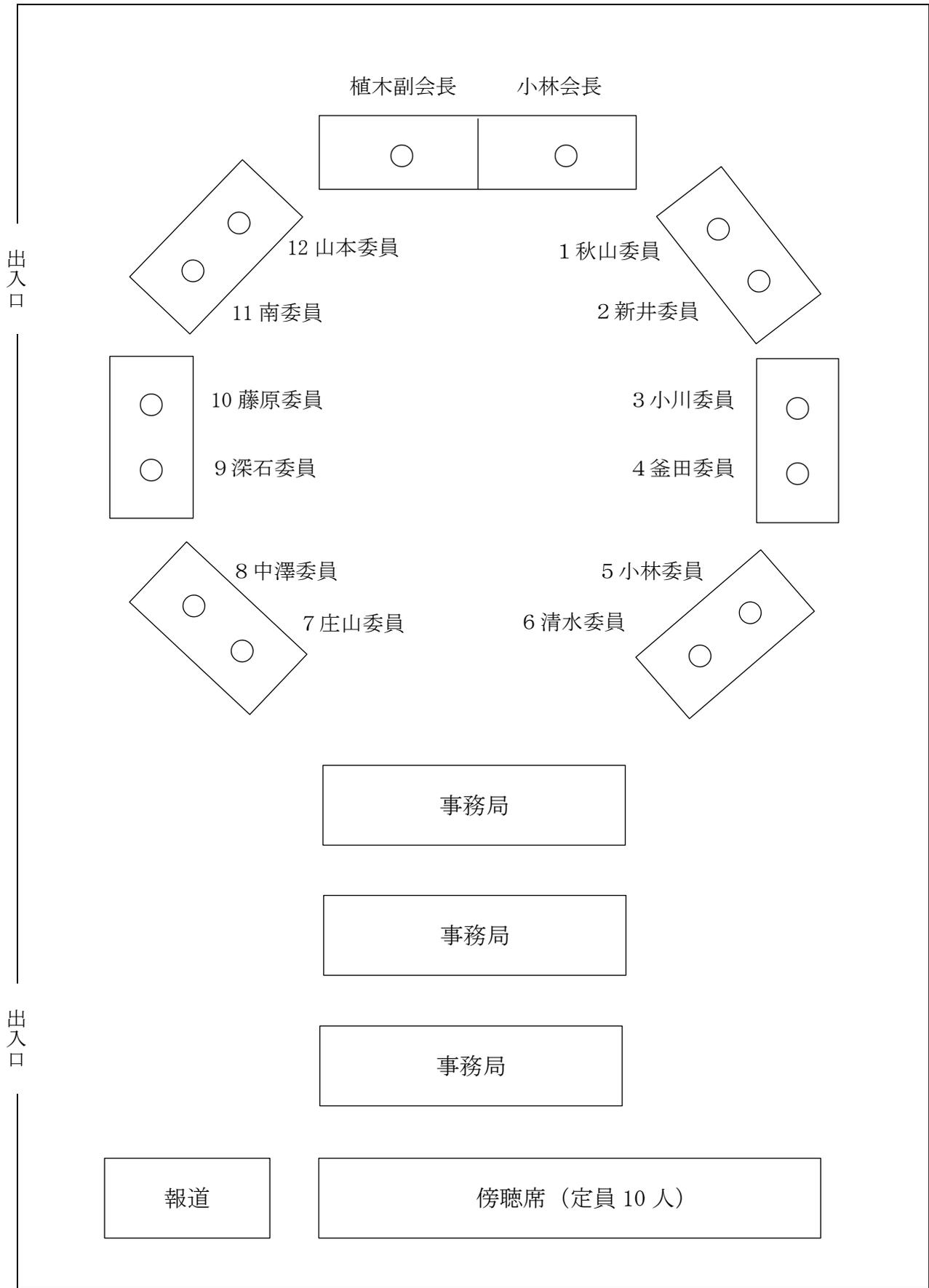
この内規は、平成24年5月30日から施行する。

この内規は、平成28年6月1日から施行する。

この内規は、令和2年6月11日から施行する。

この内規は、令和6年6月 日から施行する。

板倉区地域協議会 配置図
(板倉区地域協議会運営に関する内規 7 項関係)



令和 6 年度 板倉区地域協議会の活動内容（案）

月	地域協議会	研修・視察	その他
6月	第2回(25日)		・部会希望調査 ・地域協議会だより編集会議
7月	第3回(23日)	・正副会長ファシリテーション能力研修	・部会
8月	第4回(27日)		
9月	第5回(24日)		・地域協議会だより編集会議
10月	第6回(22日)		
11月	第7回(26日)	・4区合同研修(15日)(※1)	
12月	第8回(24日)		
1月	第9回(28日)		・地域協議会だより編集会議
2月	第10回(25日)		
3月	第11回(25日)		
時期未定		・板倉区内施設見学 ・先進地視察(※2) ・話し合いスキルアップ研修	・若者、女性、住民組織等の団体(※3)との意見交換

※1 板倉区・牧区・清里区・中郷区の4区。今年度は牧区が幹事で、深山荘で実施

※2 板倉区の課題の解決に参考となるような自治体、または同じような課題を抱えている自治体など

※3 候補となる団体を事務局で提示

【見学施設候補】

観光施設	やすらぎ荘、忍しんの里記念館、光ヶ原高原、山寺薬師、箕冠山城跡
教育文化施設	板倉北部スポーツセンター、板倉ふれあいゲートボール場、農業者トレーニングセンター、増村朴斎記念館、中村十作記念館
廃校	旧山部小学校、旧寺野小学校、旧筒方小学校、旧宮嶋小学校
その他	板倉コミュニティプラザ、板倉保健センター

令和6年第4回（6月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料【所管事務調査】

○住民自治・地域自治、地域協議会制度について

地域自治推進プロジェクトの検討状況について	・・・・・・・・	1～8
地域独自の予算事業の経過措置の取扱いについて	・・・・・・・・	9
地域自治の推進に向けたヒアリング調査まとめ	・・・・・・・・	別冊

地域自治推進プロジェクトの検討状況について

1 これまでの取組状況

- (1) 市では、平成 17 年 1 月の合併から 19 年が経過する中、「地域のことは地域で決めて、地域で実行する」地域自治の仕組みの強化を図るため、令和 4 年度に総合事務所やまちづくりセンター、地域政策課等で構成される地域自治推進プロジェクトの取組を開始した。(別紙 1 参照)
- (2) 本プロジェクトでは、次の 5 項目を検討項目としており、これらの現状や課題を把握するとともに、理想的な姿の考察やこれを実現する具体的な方策など、当市における地域自治に関する様々な検討を進めている。

(本プロジェクトの各検討項目)

- ① 区域の設定の考え方の整理
- ② 地域協議会の役割の整理
- ③ 地域の活動団体の公益的な活動の充実
- ④ 地域自治の活動を活性化する予算の仕組み
- ⑤ 総合事務所・まちづくりセンターの地域との関わり方 等

※ ④の予算の仕組みについては、これまで地域活動支援事業を活用してきた公益性のある取組の継続や運用上の課題に留意しながら、他の検討項目に先行して、令和 5 年度から地域独自の予算事業を実施している。

- (3) 令和 5 年度は、地域の団体や地域協議会へのヒアリングを通じて現状を把握するとともに、地域自治区制度を導入した当時の考え方を整理した上で、各検討項目に係る課題を精査し、当市における地域自治の理想的な姿の考察と取組の方向性を検討し、別紙 2 (案) のとおり取りまとめた。

2 今後の予定 (案)

- (1) 令和 6 年度
 - ・ 別紙 2 (案) を基にした、地域の団体との意見交換の実施
 - ・ 地域協議会委員へのアンケート調査の実施
 - ・ 外部有識者からの意見聴取の実施
 - ・ 以上の結果等を踏まえた各検討項目に関する制度・仕組みの在り方や方策案の検討、取りまとめ 等
 - (2) 令和 7 年度
 - ・ 各検討項目に関する方策案の実現に向けた詳細な制度設計 等
 - (3) 令和 8 年度以降
 - ・ 市民への周知や条例改正の手続
- ※ なお、今後の検討・協議の進捗により、取組可能なものから順次実施することも想定している。

地域自治推進プロジェクトの概要

・地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化を目指す。

《現状に対する課題認識》

- ・「住民同士の支え合い」や「活気を生み出す」ような自治区単位での自主的な活動がなかなか広がらない
- その要因 ⇒ 活動を企画・実行する人材の確保が困難
- ⇒ 地域自治区制度の下で、地域の課題を拾い上げ、地域や市に対して解決策の提案まで到達する事例が限定的

《課題解決の方向性》

- ・地域と市が一緒になって話し合い、市内各所の多様な資源をいかしながら地域の活力を高めていく取組を実現



《検討の観点》

- ・どうやって「地域のことを地域で実行できる取組」を生み出していくか
- ・どうやって「地域の人材」を取り込むか
- ・どうやって「地域のニーズ」を把握していくか

《検討の展開順序》

- ・現状のまま推移した場合の課題の深掘り
- ・合併後20年を迎えようとする今、20年後の将来を見据えた「理想的な姿」の考察
- ・実現するためのロードマップの策定

※現状の運用も含め、しっかりと時間をかけた議論・検討

※制度を運用していくことを見据えた丁寧な制度設計と合意形成

《検討事項・論点例》

- ・地域自治の活動を活性化する予算 ⇒ 【事業の検討・提案方法、評価方法】
- ・地域の活動団体 ⇒ 【公益的活動の充実】
- ・地域協議会 ⇒ 【役割の再整理】
- ・総合事務所、まちづくりセンター ⇒ 【地域との関わり方】
- ・区域 ⇒ 【設定の考え方の再整理】

《検討方法》

- ・総合事務所、まちづくりセンターを含む庁内での協議
- ・地域協議会や住民組織など活動団体へのヒアリングと協議
- ・他自治体の事例調査

《最終目標》

地域に住み続けることに誇りと愛着を持ち、市民生活の満足感の高揚や質の向上が図られる取組を生み出した状態

※スピード感の異なる検討課題に対しては、緊急性に応じて柔軟に対応

※本資料については、今後の検討、協議を踏まえながら整理していくものである。

理想的な姿と取組の方向性・方策

理想的な姿	現状と課題	取組の方向性	方策
<p>地域自治全体 地域住民が地域の維持や振興に向けて、的確に課題を把握し、対策を決定し、課題の解決を実施できる状態</p>	<p>○ヒアリングの結果、地域への愛着や目の届く範囲として、「現在の区域の範囲」が適当とする回答が多数を占めている。</p>	<p>○「考えて決める」ということの一体感を重視し、現在の区域を基本とする。</p> <p>将来的に、地域で見直しの機運が高まってきた際には最適な在り方を検討</p>	<p>方策案 ○区域の維持</p>
<p>地域協議会 住民が地域の状況を理解し共有することができ、住民同士のつながり、安心感や共感、帰属感があり、相互に協力的な行動ができる身近な地域</p>	<p>○委員の高齢化・固定化等により、多様な意見の把握、意見を踏まえた課題設定に苦慮していると思われる。</p> <p>○話し合われたことが団体との連携等で実行に至ることが少ない。</p>	<p>○「考えて決める」視点と「実行する」視点から必要な見直しを検討</p> <p>○令和6年度から取り組む運用上の工夫の実施状況を踏まえて検討</p>	<p>方策案 ○団体推薦+公募による委員選任 ○公募公選制の継続（委員数を見直す）</p>
<p>地域の団体 地域での公益的な活動を企画し、自主的・持続的に取り組むことができる団体</p>	<p>○町内会では、担い手不足等により活動の継続が困難であったり、活動資金の確保に苦慮しているところもある。</p> <p>○住民組織では、組織力の強化や人材・活動資金の確保、団体間の連携が必要</p>	<p>○地域自治区全域の公益的活動を担う団体（住民組織等）の安定的で継続的な活動の確保に向けた支援</p> <p>○地域内外の団体との連携や外部人材の活用等、地域の枠組みに捕らわれない手法の検討</p>	<p>方策案 ○事務局体制の強化支援 ○組織同士の連携支援 ○地域経営の視点も取り入れた組織の在り方研究</p>
<p>地域自治の活動を活性化する予算 各地域における地域課題の解決や維持・活性化に寄与する予算の仕組み</p>	<p>○地域独自の予算事業について、様々な分野の取組を一律の制度で支援しており、各取組への一層のきめ細かな対応の余地がある。</p> <p>・個々の団体への支援が中心であり、地域自治区全体としての活動にまでつながっていくかどうか未知数</p>	<p>○地域独自の予算事業について、地域の意見等を踏まえ必要な改善等を検討</p> <p>○地域自治区単位の活動を促進するものや取組に応じたきめ細かい支援ができる仕組みを検討</p>	<p>方策案 ○地域独自の予算事業の改善による支援の継続 ○地域自治区単位で予算の使い方を決めて実行につなげる制度の創設</p>
<p>総合事務所及びまちづくりセンター 地域の一員として連携し、コミュニケーションが図られ、地域の団体等が「考え、決め、実行する」ことを支援する組織</p>	<p>○総合事務所は、限られた人員で多岐に渡る事務事業を行っている。</p> <p>○まちづくりセンターは、地域の様々な団体との関係構築の機会が少ない。</p>	<p>○ほかの検討項目での方針や方策に応じて、必要な体制を検討</p>	<p>○ほかの検討項目での方針や方策に応じて、必要な体制を検討</p>

検討の方向感
「協働・実行」に留意

検討の視点

- ☞「考えて決める」という視点
 - ・地域の問題や課題を的確に捉えているか
 - ・問題や課題への対策を的確に企画できているか
 - ・地域住民の賛同を得られているか
- ☞「実行する」という視点
 - ・「考えて決めたこと」を実行に移すことができているか

上越市における地域自治のねらい

地域住民の暮らしの満足度を高め、安全・安心・快適に過ごせるようにする（住民の福祉の増進）

（そのために）

行政の取組（公共サービス）に加え、地域の主体的な取組も重要

（そのために）

地域に暮らす住民が自ら主体的に身近な地域の課題を捉え、実情に合ったきめ細かな活動につなげる
「市民本位の市政」と「自主自立のまちづくり」

（そのために）

「都市内分権」の仕組み
「地域自治区制度」の導入

- ・地域協議会
- ・事務所

地域自治区の区域の理想的な姿

住民が地域の状況を理解し共有することができ、住民同士のつながり、安心感や共感、帰属感があり、相互に協力的な行動ができる身近な地域

取組の方向性

- ・「考えて決める」ということの一休感を重視し、現在の区域を基本とする。
- ・なお、将来的に地域において見直しの機運が高まってきた際には、最適な在り方の検討や地域の合意形成に向けた議論を地域と行政が一緒になって行うこととする。

制度の概要、当初の考え方	現 状	課 題	方 策
<p>○地域自治区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域に暮らす市民が課題を共有し、解決するために相互に取り組むことができる身近な地域」を区域として地域自治区を設定したもの <p>○身近な地域とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が各種の活動等を通じて、生活の場について相互に理解し共有することができる範囲 ・人と人とのつながりがあり、安心感や共感、帰属感が創出でき、協力的な行動が広がっていく範囲 ・具体的には、地縁団体等における具体的な活動等を通じて、より多くの市民にとって生活に関わりのある範囲と捉えるものとしている。 	<p>○13区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併前の旧町村の区域を一つの区域としたもの ・各区には住民組織も組織されている。 <p>○15区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治的な活動が行われている範囲であり、多くの住民に関わりが深く、おおむね昭和の大合併前の市町村のエリアと重なる「地区」を基本としたもの ・最も身近な自治の場である町内会の地区町内会長連絡協議会が組織され、15区中12区には住民組織も組織されている。 <p>○地域協議会委員や地域の団体等の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会委員の77.4%、地域の団体の79.8%が、地域への愛着や目の届く範囲として「現在の区域の範囲」が適当であると回答しており、現在の区域でよいとする意見が多数を占めている。 <p>【議会からの意見・提言等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の地域自治区の設定がこれからも相応しいものか検討する必要がある。 ・28区を維持する場合は存在理由を明らかにし、再編等を行う場合は市民が納得するまで議論を尽くして実行すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の区域でよいとする意見が多数を占めているが、一部には、現在の区域以外の範囲として下記の意見がある。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 団体の活動を継続・活性化させるためには、現在よりも広い区域がよいとする意見 ➢ 小学校区や中学校区など、より意思疎通ができる範囲や顔の見える関係性といった観点から、現在よりも狭い区域が良いとする意見 	<p>方策案：区域の維持（現状どおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域への愛着や目の届く範囲として「現在の区域の範囲」が適当であるとする意見が多数であり、現状で地域の一体感があると考えられることから、現在の区域を維持する。

地域の課題解決に向けて、地域の意見を的確に把握して対策を考え、決定し、実行につながるよう働きかけることができる組織

取組の方向性

- ・ 多様な意見の把握からの確な課題設定、対応策の決定といった「考えて決める」という視点と、対応策の実施という「実行」の視点から、必要な見直しを検討する。
- ・ 令和6年度から取り組む運用上の工夫の実施状況を踏まえて検討する。



制度の概要、当初の考え方	現 状	課 題	方 策
<p>○設置目的、権限など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の課題を主体的に捉え、それらについて議論を行うことを通じて、地域の意見を取りまとめ、市政に反映させていく。 ➢ 市長からの諮問に対して答申を行うことができる。 ➢ 自ら必要と認める事項について自主的な審議を行い、市長に意見書を提出することができる。 ・ 地域の団体と連携、協力関係を築く中で、課題解決に向けた働きかけを期待 <p>○地域協議会の委員構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法では、委員構成は、区域内の住民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならないとされている。 <p>○公募公選制による委員の選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内の住民の多様な意見が適切に反映されるよう公募公選制という仕組みで担保している。 <p>○委員の報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協議会は住民の主体的な参加を求めるものであり、住民として担う自主的な活動の一環であるという考えから、委員には報酬を支給しない。 	<p>○委員選任状況（R6改選時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 選任投票 なし ※R2は2区で実施 ・ 定数380人中231人の届出者 ・ 追加選任 28区のうち23区 ・ 定数どおり 28区のうち5区 ・ 平均年齢 61.7歳 ・ 男女比 男性76.8%、女性23.2% ・ 再任率 38.1% <p>○諮問に対する答申の結果（制度導入以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支障なしとされたもの 1,448件 ・ 上記のうち意見が付されたもの 158件 ・ 支障ありとされたもの 8件 <p>○自主的審議の結果（R2～R6任期中間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的審議のテーマ件数 61件 [内訳] ・ 団体に働きかけたもの <ul style="list-style-type: none"> ➢ 実行に至ったもの 14件 ➢ 実行に至らなかったもの 7件 ・ 市へ意見書を提出したもの 24件 ・ 団体への働きかけや市への意見書の提出に至らなかったもの 22件 ※重複があり、合計は61件にならない。 <p>○地域協議会に対する認識についての委員へのアンケート上位回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員構成の偏り（若者等の参画） ・ 地域のための取組の検討・企画が役割 ・ 議論が進まない ・ 報酬がない 等 	<p>○委員の高齢化・固定化、女性が少ない等の状況にあり、地域での様々な年代や性別の多様な意見の把握、多様な意見を踏まえた課題設定に苦慮していると思われる。</p> <p>○地域協議会は、いわゆる実行組織ではないため、自ら課題解決に向けた取組を実行することができない。地域協議会で話し合ったことを市に意見として述べることを通じて、市による取組につながる可能性がある一方で、地域の団体との連携等により実行に至ることが少ない。</p> <p>○報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員に報酬を支給しない当初の考え方が時代にそぐわないとの意見がある。 <p>○地域協議会に対する認識についての地域の団体へのヒアリング上位回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員構成の偏り（若者等の参画） ・ 地域の声や課題の把握が役割 ・ 活動内容が不明 ・ 地域に認識されていない 等 <p>【議会からの意見・提言等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の課題を集約する仕組みをつくるほか、自主的審議を優先的に行う。 ・ 公募公選制を維持するほか、公募の際は、様々な団体などの自薦・他薦による選出方法を検討する。 ・ 費用弁償等の在り方を検討する。 	<p>方策案：団体推薦＋公募による委員選任の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ より一層、様々な分野に関する各年代、男性・女性の多様な意見や問題意識等を的確に把握し、対策を決め、実行につなげられるよう、地域の様々な団体の代表と公募委員で構成する体制に見直す。 ・ 町内会や住民組織、若者や女性の団体等から委員を選任することで、地域協議会をそれらの団体のプラットフォームとし、各種情報を共有でき、議論を踏まえての対策をそれらの団体が確実かつ速やかに実行できる体制とする。 <p>方策案：公募公選制の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募公選制を継続し、若者や女性、住民組織との意見交換をルール化しつつ、人口減少が続く各区の実態を踏まえ、委員定数を見直す。 <p>※報酬については、どちらの方策も役割に応じて検討</p>

地域での公益的な活動を企画し、自主的・持続的に取り組むことができる団体

取組の方向性

- ・ 地域自治区全域の公益的活動を担っている団体（住民組織等）の安定的で継続的な活動の確保に向けた支援を行う。
- ・ 地域活動の維持・継続に向けて、地域内での団体間の連携はもとより、地域外の団体との広域連携、外部人材の活用等、地域の枠組みに捕らわれない多様な人材確保の在り方や財源確保についても検討する。



制度の概要、当初の考え方

現 状

課 題

方 策

【町内会】

- ・ とともに暮らしやすく、住みよい地域にしておくために任意で組織された地縁の団体
- ・ 地域の住民の共同体（地域コミュニティ）として、住民生活に身近な課題の解決に向けて、住民相互の連絡、地域的な共同活動、行政事務の受託など幅広く活動している。

【住民組織】

- ・ 住民と行政の協働により、地域の特性をいかした活力あるまちづくりを推進し、支え合い、安心して暮らせるまちづくりを目的としたもの

○13区

- ・ 全ての地域自治区に設置されている。

○15区

- ・ 金谷、諏訪、津有、高士、八千浦、保倉、谷浜・桑取では、合併以前から主体的な活動を行ってきた。
- ・ 新道、三郷、和田、有田、北諏訪では、市の地域支え合い事業の受託を機に、市の働きかけにより設立
- ・ 高田、直江津、春日にはない。

【町内会】

- ・ 市内に820町内会があり、10世帯を下回る小規模町内会が増加傾向。特に中山間地域では、体制や活動の維持に苦慮している。

【住民組織】

○13区

- ・ コミュニティプラザの管理や地域支え合い事業等の受託のほか、地域の祭りや各種イベント、地域の実情やニーズに対応した独自のサービス等実施

○15区

- ・ 高田、直江津、春日には住民組織がないが、ほかの住民組織では地域支え合い事業を受託するほか、ほかの様々な分野の活動を実施している組織もある。

○町内会や住民組織からの意見

- ・ 地域活動を支える担い手（スタッフ、参加者を含む。）の不足や若者の参画が得られないといった意見がある。
- ・ 限られたノウハウやマンパワーで取り組んでいる、他団体との連携が必要だと思うが進め方が分からない、会費収入の減少に伴い活動資金が不足しているといった意見がある。

【町内会】

○人材

- ・ 人口減少や少子高齢化、定年延長、ライフスタイルの変化などに伴い、役員や活動の担い手不足が顕著であり、町内の各種活動等の継続が困難になりつつある。

○資金

- ・ 世帯数の減少により、活動に必要な資金や集会所等の維持管理や更新等の財源確保に苦慮する町内会もある。

【住民組織】

○人材

- ・ 人口減少や少子高齢化に伴う担い手不足が進みつつあり、組織力の強化や地域内での人材確保、団体間の連携を図る必要がある。

- ・ 地域の人材だけでは課題を解決していくことが困難な場合には、外部人材の活用も必要である。

○資金

- ・ 財源確保に向けて、助言や情報提供を含めた支援の必要がある。

○他団体との連携

- ・ 各種団体の連携に向けて、団体間の情報交換や交流（活動内容等の共有や横のつながり）の場が必要である。

○当面の取組

- ・ 地域内での自治の基本的な組織である町内会の維持継続が厳しさを増していく中において、地域自治区全域の公益的活動を担っている団体（住民組織等）が地域を運営する機能を持つことができるよう、それぞれの実情に合わせた支援を行う。

方策案：事務局体制の強化支援

- ・ 各団体の実情を踏まえて、人材面や資金面などでの各種支援を行う。

方策案：組織同士の連携支援

- ・ 地域内の様々な団体との情報共有や意見交換ができるようなプラットフォームの構築
- ・ 活動団体のつなぎ役としての中間支援組織を強化するための支援

○将来的な取組

- ・ 地域における様々な公益的な取組を持続することができるよう、地域経営の視点も取り入れた組織の在り方について併せて研究していく。

地域自治の活動を活性化する予算の理想的な姿

各地域における地域課題の解決や維持・活性化に寄与する予算の仕組み

取組の方向性

- ・ 地域独自の予算事業について、地域の意見等を踏まえながら必要な改善等を検討する。
- ・ 地域自治体単位の活動促進に資するもの及び取組内容に応じたきめ細やかな支援が可能な予算の仕組みについて、プロジェクト全体の検討状況を踏まえて検討する。



制度の概要、当初の考え方	現 状	課 題	方 策
<p>○地域独自の予算事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地域の課題を解決し活力の向上を図るため、個々の団体の公益的な取組や地域の実情にあった取組の実現に向けて、総合事務所やまちづくりセンターが提案団体と一緒に企画を練り上げ、予算要求できる仕組みとして、令和5年度から運用を開始 ※令和4年度をもって地域活動支援事業を終了したことに伴い、同事業により実施していた公益的な活動を継続するために先行実施した。 <p>○その他の予算の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域独自の予算事業以外の地域自治の活動を活性化する予算の仕組みは、継続検討することとした。 	<p>【地域独自の予算事業】</p> <p>○令和6年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算：180件、126,277千円 ・新規取組 36件 令和5年度新規事業の継続分を合わせると46件（全件数の25.6%） <p>○提案団体等の意見</p> <p><令和5年度調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度活用団体のうち補助率の見直しを求める意見は33.1% ・8月末の提案期限の見直しを求める意見は9.2% <p><令和6年度調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度活用団体で経過措置が適用されている団体のうち、補助率上限7割では自主財源を確保できないとした団体は66.0% ・団体が求める支援策に関する主な意見活用可能な補助金等の情報提供（51.7%） 企業協賛金の確保に向けた支援（39.7%） 他団体（住民組織・町内会等）との連携の支援（32.8%） <p>【議会からの意見・提言等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の要望を集め、地域で話し合っ「地域要望」とし、それに基づいて行政が予算提案、議会の議決を経て、行政が執行するという地域も参画する地域予算づくりを検討する。 	<p>【地域独自の予算事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な分野の取組を一律の制度で支援しており、各取組への一層のきめ細かな対応の余地がある。 ・提案内容によって市が実施主体となる取組の基準が不明確との指摘がある。 ・令和6年度予算編成過程において、総合事務所等による関わりを更に深める余地があった。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域独自の予算事業の趣旨や仕組みの周知 ➢ 効果的な手法や経費の精査 ➢ 財源確保に向けた助言 ➢ 提案団体と他団体の連携協力の支援 <p>○地域自治体全域への広がり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域独自の予算事業は個々の団体への支援が中心であり、地域自治体全体としての活動にまでつながっていくかどうか未知数 	<p>方策案：地域独自の予算事業の改善による支援の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の地域独自の予算事業を基本としながら、団体が行う多種多様な取組の内容や特性を考慮したきめ細やかな支援となるよう、専門性を持つ各担当部局が分野別に支援する。 <p>方策案：地域自治体単位の予算の使い方を決めて実行につなげる制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自治体単位の課題を設定し、その解決策を地域協議会や地域の団体、総合事務所等が主体的に関わりながら決定し、これらの事業に取り組む際に必要な予算を計上する制度を創設する。

地域の一員として連携し、コミュニケーションが図られ、地域の団体等が「考え、決め、実行する」ことを支援する組織

取組の方向性

- ・本プロジェクトのほかの検討項目での方針や方策に応じて、必要な体制を検討する。



制度の概要、当初の考え方	現 状	課 題	方 策
<p>・ 地域自治区の事務所として、平成17年に設置した13の地域自治区には、各区に「総合事務所」を設置し、平成21年に設置した15の地域自治区には、複数の地域自治区の地域協議会の事務局と地域振興に特化した業務を担当する「まちづくりセンター」を3か所に設置している。</p> <p>○13区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協議会の運営や地域振興に関する事務のほか担当する区内の行政サービスに関する事務を行う。 ・ 旧町村役場を活用し、地域住民が地域活動に利用できるよう「コミュニティプラザ」を設置し、ここに総合事務所を置くことや施設の管理・運営を住民に委ねることを通じて、住民と行政との協働による地域づくりを進めやすい環境を整備 <p>○15区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が必要に応じて地域に出向きながら地域協議会に関する事務や所管する区域の地域振興に関する業務を行う。 ・ 所管する区域数、事務所ごとの事務量、地理的連続性、住民の利便性（交通の便等）等を総合的に勘案し、南部・中部・北部の3つに分け、既存の施設に設置 	<p>○総合事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域を知る職員、地元職員が減少している中、限られた人員で多岐に渡る事務事業を行っている。 <p>○まちづくりセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管する地域自治区は4～6区と複数あるが、所管業務が限定されている点や人員数や時間的な制約などもあり、総合事務所と比べ地域との関わりが少ない。 <p>○地域協議会委員や地域の団体等の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事務所やまちづくりセンターに期待する役割として、「現場の把握」や「地域への積極的な関わり」など地域への直接的な関与が求められている一方、地域協議会委員から「地域住民の目線が不足」、「地域との関わりが少ない」との意見や、地域の団体からは「現場を知る、出向く」、「権限・予算が少ない」との意見があった。 <p>○コミュニティプラザ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 13区のうち4区では住民組織以外が管理・運営を受託している。また、15区にはコミュニティプラザを設置していない。 	<p>○総合事務所、まちづくりセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事務所等の職員と地域の団体等とが関わる機会を十分確保する必要がある。 ・ 総合事務所等の職員が地域と協働して課題を解決するため、的確な情報提供やアドバイスなど、適切な支援を行うことができるよう、職員体制の整備を図る。 <p>【議会からの意見・提言等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事務所等の地域自治・住民自治を支える権能の強化が求められている（所長の権能強化、職員体制の最適化・職員能力の向上、自治の担い手の育成） ・ 15区へのコミュニティプラザの設置について検討する必要がある。 	<p>※本プロジェクトのほかの検討項目での方針や方策に応じて、必要な体制を検討する。</p>

地域独自の予算事業の経過措置の取扱いについて

1 概要

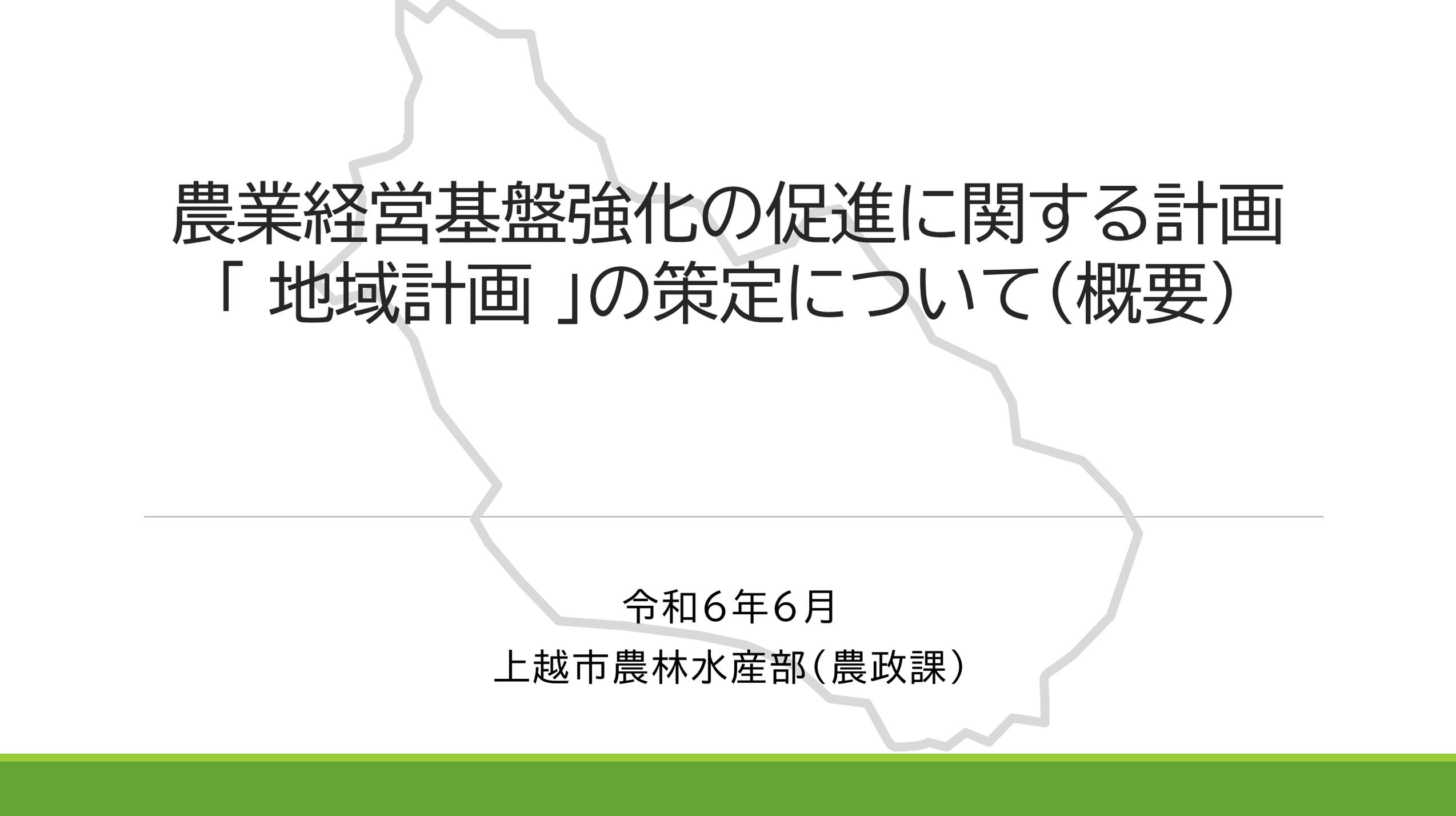
令和5年度に地域独自の予算事業を実施した121団体における制度面や運用面に
関する課題やアンケート調査の結果等を踏まえ、地域独自の予算事業の補助率に係
る経過措置を次のとおり見直すこととする。

2 見直しの考え方

- (1) 各団体の取組状況を踏まえると、経過措置に基づき補助率を低減させた場合、
多くの団体において取組の継続が困難になることが見込まれるが、その一方で、
自主財源の確保に向けて取り組む意向があることがうかがわれる。
- (2) こうした中、総合事務所やまちづくりセンターを中心に、団体による自主財源
の確保に向けた取組を支援する余地もあるものと考えられる。
- (3) このようなことから、公益性の高い自治の取組が継続されるよう、補助率の低
減に伴う影響を抑えるとともに、総合事務所等による団体への支援を更に実施し
ていくため、経過措置を適用している事業について経過措置の期間を延長し令和
7年度の補助率は10分の9のまま据え置くこととする（新規事業の補助率は、10
分の7を維持）。
- (4) なお、地域自治推進プロジェクトにおいて、令和6年度に「地域自治の活動を
活性化する予算」の制度や仕組みの在り方について検討することとしているた
め、令和8年度以降の取扱いについては、本プロジェクトの今後の検討状況に合
わせて考え方を整理することとする。
- (5) 総務常任委員会所管事務調査において説明後、対象団体への周知を行う。

3 アンケート調査の結果概要（参考）

- (1) アンケート調査の結果、補助率の経過措置が適用されている団体の66.0%（64
団体）から、補助率の上限が10分の7となった場合、自主財源を確保することが
できない旨の回答があった。
- (2) 団体が求める主な支援策は次のとおり
 - ・ 活用可能な補助金等の情報提供（51.7%）
 - ・ 企業協賛金の確保に向けた支援（39.7%）
 - ・ 他団体（住民組織・町内会等）との連携の支援（32.8%）
 - ・ 補助率の引上げ（27.6%） など



農業経営基盤強化の促進に関する計画 「地域計画」の策定について(概要)

令和6年6月

上越市農林水産部(農政課)



1 地域計画とは…

「地域計画」は、人口減少や高齢化が進むにつれ、農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている状況を踏まえ、**人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図**として、令和5年4月に施行された[改正]農業経営基盤強化促進法により、現在、全国の市町村で計画の策定に取り組んでいます。

特に「地域計画」の中では、**これまで地域の皆さんが守り続けてきた農地を、可能な限り次の世代へ引き継いでいく**ため、農作業の手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化などを含め、**10年後の目指すべき農地利用の姿となる「目標地図」を作成**します。

農地の中には生産条件が悪く、様々な工夫や努力を払っても農業上の利用が困難な農地もあると思いますが、「**将来、地域の農地を誰が利用していくのか**」、「**地域の農業をどのように維持していくのか**」を、現在の農地の状況（現況地図）を見ながら、地域の皆さんと一緒に話し合っ、まとめていきます。

2 地域計画の概要

(1) 根拠法令（農業経営基盤強化促進法）

[第18条：要約] 市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

[第19条：要約] 市町村は、農業者等による協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を定めるものとする。

(2) 事業主体

上越市（地域での話し合いに基づき策定）

(3) 計画策定期間

令和5・6年度（2か年）

(4) 計画策定区域

地域自治区 26計画 ※市街化区域（高田区、直江津区）は対象外

(5) 参加者

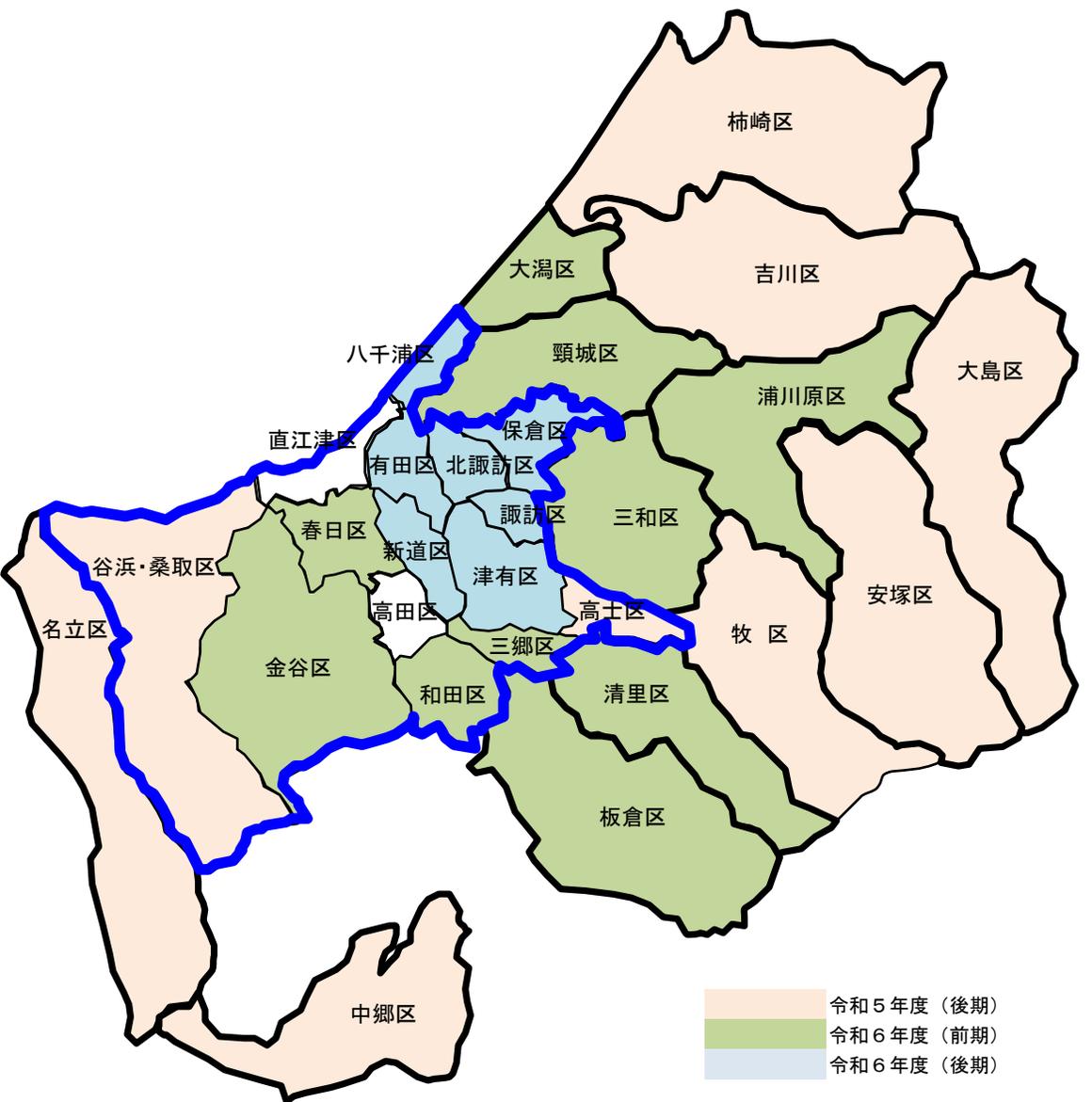
農業者等、農家組合長、町内会長、JAえちご上越、土地改良区、新潟県、上越市、上越市農業委員会 など

(6) まとめ（結果）

- ・協議状況 . . . 市ホームページで適宜公表
- ・地域計画 . . . 令和7年3月に全計画を公告

※農地の所有権や利用権は移動しません。

※ 計画策定区域（26地域）



1	高田区	対象外	16	安塚区	R5後期
2	新道区	R6後期	17	浦川原区	R6前期
3	金谷区	R6前期	18	大島区	R5後期
4	春日区	R6前期	19	牧区	R5後期
5	諏訪区	R6後期	20	柿崎区	R5後期
6	津有区	R6後期	21	大湍区	R6前期
7	三郷区	R6前期	22	頸城区	R6前期
8	和田区	R6前期	23	吉川区	R5後期
9	高士区	R5後期	24	中郷区	R5後期
10	直江津区	対象外	25	板倉区	R6前期
11	有田区	R6後期	26	清里区	R6前期
12	八千浦区	R6後期	27	三和区	R6前期
13	保倉区	R6後期	28	名立区	R5後期
14	北諏訪区	R6後期			
15	谷浜・桑取区	R5後期	※計画策定区域：26地域		

3 地域計画の記載事項

(1) 当該地域における農業の将来の在り方

- ①地域計画の区域の状況
- ②地域農業の現状と課題
- ③地域における農業の将来の在り方

(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- ①農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
- ②担い手に対する農用地の集積に関する目標
- ③農用地の集団化（集約化）に関する目標

(3) 目標を達成するために必要な措置

- ①農用地の集積、集団化の取組
- ②農地中間管理機構の活用方法
- ③基盤整備事業への取組
- ④多様な経営体の確保・育成の取組
- ⑤農業協同組合等の農業支援サービス事業者への農作業委託の取組

(4) 地域内の農業を担う者（目標地図に位置付ける者）

- ・ 農業者氏名、作物名、経営面積など

(5) 目標地図

- ・ 10年後の地域の農地を見据え、農地ごとに将来の耕作者を目安として設定
- ・ あくまで目安であり、農地の売買や賃借などの権利設定は発生しない
- ・ 将来の耕作者が直ちに見つからない場合は、「今後検討等」として随時調整
- ・ 目標地図は、地域の情勢の変化に応じて、適宜見直す

※ その他任意事項

- ①鳥獣被害防止対策、②有機・減農薬・減肥料、③スマート農業、④輸出、⑤果樹等、⑥燃料・資源作物等、⑦保全・管理等、⑧農業用施設、⑨耕畜連携
- ⑩その他

4 板倉区の地域計画の進め方

(1) 計画策定区域

板倉区内

(2) 参加者

- ・ 農業関係者 : 農業者（認定農業者、認定新規就農者、生産組織、農業法人等）農家組合長、町内会長など
- ・ アドバイザー : J A えちご上越、関川水系土地改良区
- ・ オブザーバー : 新潟県（上越地域振興局）
- ・ 事務局 : 上越市（板倉区総合事務所産業グループ）、上越市農業委員会（板倉区駐在室・地区担当）

(3) 協議（話し合い）※地域懇談会

- ・ 時期：第1回 令和6年7月11日（木）午後6時30分から 板倉農村環境改善センター
第2回 令和6年11月頃（予定）

※第1回開催後に個別相談会を板倉コミュニティプラザにて開催（7月22日から7月26日まで）

(4) まとめ（結果）

- ・ 協議状況 . . . 市ホームページで適宜公表
- ・ 地域計画 . . . 令和7年3月に全計画を一括公告 ※農地の所有権や利用権は移動しません。